

図 7

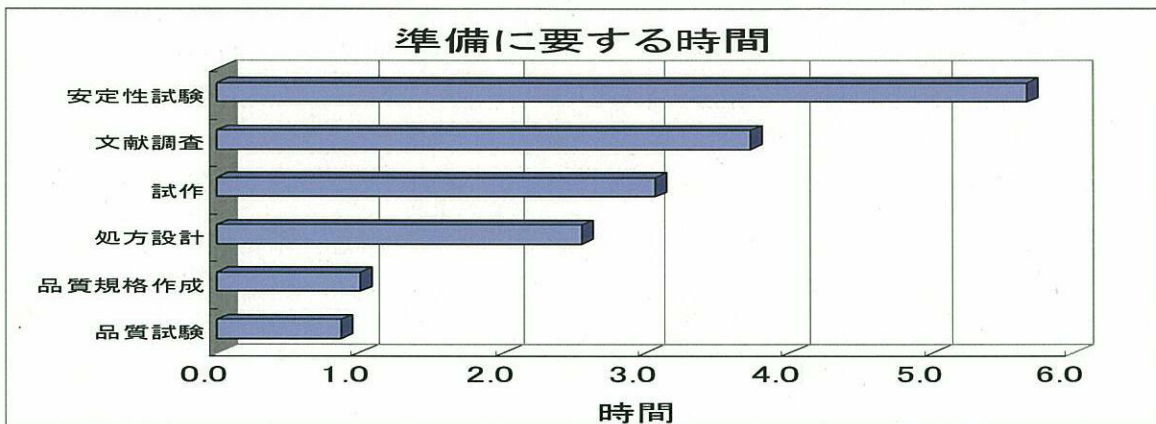


図 8

6. 予製剤

予製剤は、予めある程度の量を製剤することで、調剤の合理化を図るため行われる製剤と位置づけられる。予製剤を調製する場所は、製剤室であったり、調剤室であったりと施設の規模等によって異なる。今回の調査では内用散剤の調製が 740 件 (36.6%)、軟膏剤の調製が 488 件 (24.1%)、外用液剤の調製が 309 件 (15.3%)、消毒剤の調製、希釈が 144 件 (7.1%)、点眼・点耳・点鼻薬の調製が 96 件 (4.7%)、錠剤の粉碎が 51 件 (2.5%)、外用散剤が 10 製剤 (0.5%) であった (図 9)。